

令和2年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第20報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和3年6月 7日 医療課事務連絡 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について
- ・令和3年6月11日 保医発0611第1号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和3年6月30日 保医発0630第3号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
417	右	下から16行目	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。</p> <p>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査、METex14遺伝子検査</p> <p>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法)</p> <p>ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査</p> <p>エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査</p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。</p> <p>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査、METex14遺伝子検査</p> <p>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法)</p> <p>ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査</p>	字句挿入
418	右	下から10行目	<p>(5)～(12) (略)</p> <p>(15) 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりMETex14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)の「ア」に規定する肺癌におけるMETex 14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</p> <p>イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。</p> <p>ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)の「ア」に規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を同一月中に併せて</p>	<p>(5)～(12) (略)</p> <p>(13) 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりMETex14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)の「ア」に規定する肺癌におけるMETex 14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</p> <p>イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。</p> <p>ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)の「ア」に規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を同一月中に併せて</p>	字句訂正

			<p>行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてMETex14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>(16)～(19) (略)</p>	<p>行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてMETex14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16)～(19) (略)</p>	
444	右	下から26行目	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p><u>(29) sFlt-1/PIGF比</u></p> <p><u>ア 血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fms様チロシンキナーゼ 1(sFlt-1)及び胎盤増殖因子(PIGF)を測定し、sFlt-1/PIGF比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、妊娠18週から36週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。</u></p> <p><u>(イ) 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧80mmHg以上</u></p> <p><u>(ロ) 蛋白尿</u></p> <p><u>(ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見</u></p> <p><u>(ニ) 子宮内胎児発育遅延</u></p> <p><u>(ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見</u></p> <p><u>ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>エ 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注1」に定める規定は適用しない。</u></p>	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

458	右	下から22行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(51) (略)</p> <p><u>(52) 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(51) (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
464	右	上から5行目	<p>D015 血漿蛋白免疫学的検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>TARC</u> <u>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。</u> <u>イ COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>	<p>D015 血漿蛋白免疫学的検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>「18」のTARCは、血清中のTARC量を測定する場合に月1回を限度として算定できる。</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>	字句訂正